

帝銀事件の毒物について

メタデータ	言語: ja 出版者: 明治大学平和教育登戸研究所資料館 公開日: 2023-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渡邊,良平 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000184

イベントの記録

帝銀事件発生75年講演会「帝銀事件第二十次再審請求の進捗状況について」 講演「帝銀事件の毒物について」

渡邊 良平

弁護士, 帝銀事件第二十次再審請求弁護団弁護人

はじめに

本件の再審請求は第二十次になるのですが, これまでさまざまな弁護士が関わってきました。私は第十九次から関わっています。今日は第二十次の現状と今後どうなるのかというあたりを特に毒物に焦点を合わせてご報告いたします。まず事件の概要を簡単に振り返ります。

1. 事件の概要

(1) 帝銀事件の概要

事件は1948(昭和23)年1月26日午後3時過ぎに起きました。現場となった帝国銀行椎名町支店は戦後間もないということもあり, 銀行といっても民家の…質屋さんを間借りしたと聞いたこともあります。民家のようなつくりで, もちろん監視カメラもありませんでした。事件当時行員だけではなく, 住み込みの方もいましたのでそのご家族, お子さんも含めまして合計16名いました。午後3時20分頃に一人の男がやってきました。男は厚生技官医学博士の何某と名乗り, 名刺を渡し, 「自分は東京都衛生局のものだ。近所で赤痢が発生しました。その家のものがこの銀行に来たので感染を防ぐためにここにいる方は全員予防薬を飲んでもらいます」とこのような趣旨の話をし, その場にいた総勢16名が男の前に集められました。男は予防薬は2種類ありますと伝え, 一つ目の薬を飲んで1分ほど経ってからもう一つの薬を飲んでもらいます。一つ目の薬は歯の^{ほうろうしつ}珐瑯質を痛める可能性があるため, 飲み方に工夫が必要です, と言って, 16名が見ている中で自分で実際に飲んでみせました。そうして実演をした後に, 16名の前で男はピペットで茶碗に薬を入れていきました。そして飲んでくださいということで16名が一斉に男の飲み方を真似て一緒に飲みました。この時のことですが, 刺激のある薬だったと言う人もいましたが, この時の薬を飲んだ後は16名は誰にも何の異変がありません

でした。そして1, 2分待ってから、男は二つ目の薬を別の容器から直接茶碗に注いで、おあがりくださいとって16名が飲みました。その直後ばたばたとみなは倒れ出します。男はみんなが倒れる様子を見て、そこにあった現金や小切手を持ち去りました。そして16名のうち12名が亡くなりました。4名は生き残りましたが、気を失うなど重体となってかろうじて命を取り留めたという状態です。これが戦後の我が国の歴史に残る凶悪事件帝銀事件の概要です。

(2) 帝銀事件に先行する類似事件

最初、捜査機関は帝銀事件の犯人の手口が極めて特異だったということもあり、似たような手口の事件がなかったか調べました。そうしたところ似たような事件があったことが分かりました。一つ目は帝銀事件前年の1947(昭和22)年10月。もう一つは帝銀事件の僅か一週間前に起きた事件です。一つ目の安田銀行荏原支店の事件は、これも厚生技官医学博士と名乗る男が現れました。その男はMさんという実在の医師の名刺を渡して「赤痢が発生したので予防薬を飲んでもらいます」と言いました。その時銀行には行員20名ほどがいました。男は全員の前でそれぞれの茶碗に液体を注ぎ、その薬の飲み方が難しいからと言って自分で飲んでみせ、さらに中和剤と言って別の液体を行員に飲ませました。これは聞いて分かると思いますが、極めて手口が帝銀事件と似ています。ほとんど同じと言っていいと思います。しかし安田銀行荏原支店の事件では全く犠牲者は出ませんでした。全員無事でした。この時犯人と思われるものがMさんという実際に存在する医者の名刺を行員に渡していました。これは残っており、平沢さんはこれがきっかけで逮捕されます。平沢さんは実際にMさんに会ったことがあって、名刺を渡されていました。捜査機関は名刺班というのを作って、名刺を持っている人をずっと血眼になって探したわけですが、平沢さんは名刺を受け取っていながら失くして所持していなかったのが疑われる理由の一つとなったのです。

類似事件の続きですが、次に起きたのが帝銀事件一週間前に三菱銀行中井支店で起きた事件です。これは事件一週間前、1月19日に起きたのですが、これも厚生技官を名乗る人物が来店し、近所で赤痢が発生したということで、消毒すると言ってその場にいた行員15名と居合わせた別の支店の行員らに薬を飲ませようとしてきました。ただこの時は一人が不審に思っていたため、結局犯人はこの時は薬を飲ませることはできず、紙幣に消毒薬と称したものを吹きかけるだけで帰っていきました。ですから、この時も犠牲者は出ませんでした。そしてこの一週間後に帝銀事件が発生します。帝銀事件に話を戻しますが、亡くなった方12名のご遺体は東京大学と慶應義塾大学でそれぞれ6名ずつ解剖されました。その結果、死因はいずれも青酸化合物による中毒と判断されました。ですからこのことだけは確実です。毒物が何かと具体的なことは分かりませんが、青酸化合物であるということは間違いありません。ただ青酸化合物といってもいろいろあります。青酸カリの場合もありますし、その他の場合もあるため、そのどれかとい

うのがまさに問題になります。先ほど山田先生も冒頭でおっしゃっていましたが⁽¹⁾、青酸カリというのは比較的誰にでも入手しやすいことに対し、それ以外の青酸化合物はなかなか普通の人には入手できないという特徴があり、同じ青酸化合物といっても青酸カリウムなのか、あるいは他の青酸化合物なのかということは犯人の特定にあたって非常に重要なポイントとなります。このうち慶應義塾大学病院では亡くなった方の血中の青酸濃度というのも測定しています。これは東京大学ではやらなかったんです。したがって、亡くなった12名のうち6名のご遺体の血中の青酸濃度のデータが残っているということです。今回の第二十次再審請求ではこの毒物に関しては、ご遺体の中の血中の青酸濃度が最大の問題点になっています。

平沢さんは先ほど述べたような名刺のつながりで逮捕されました。名刺を受け取ったが、捜査当時は失くしていたということや事件後金回りが良くなったということで疑われ平沢さんが逮捕されてしまいました。ただこのように平沢さんが捕まった経緯をお話しますと、いかにも犯人と特定する根拠が弱いなど今でも感じています。捜査官は当初犯行の特殊な手口から毒物に精通した人物あるいは謀略的な人をだまして毒物を飲ませるといった技術に長けた者として、当時の時代もありまして旧陸軍関係者をかなり疑って調べていましたが、一転して平沢さんがMさんの名刺を受け取っていたということもあり名刺班が主導になって平沢さんが逮捕されました。平沢さんは当初否認していましたが、いったん青酸カリを使って自分がやったと自白しています。しかしその後また否認に転じて裁判を通じて、そして亡くなるまで否認しています。

問題の自白内容ですが、じゃあどんな毒物を使ったのかということに対して、一つ目は青酸カリで、二つ目の薬は水だったと自白しています。これが平沢さんの自白内容ですから、この自白が信用できるかどうかは結局薬物が何だったのかということが焦点となります。もし薬物が青酸カリと水ではないのであれば、それは平沢さんはそもそも自白などしていないことに等しいということになります。

しかし判決は結局有罪と認められ、平沢さんは死刑判決を言い渡され、そしてこれが最高裁まで行って確定しています。平沢さんを有罪とした判決の根拠ですが、もちろん理由は多岐にわたりますが、簡単に言うと、まずはなんといっても平沢さんが自白したということですね。否認には転じていますが、いったん自白したということがやはり大きいです。そして自白の内容として青酸カリを飲ませて第二薬を飲ませたと言っていますけれど、実際に遺体の鑑定では青酸中毒で死亡したと。青酸化合物で死亡したということは客観的に裏付けられていますので、それも有罪の根拠の一つとなっています。それから先ほど原先生が詳しくおっしゃっていましたが⁽²⁾、安田銀行荏原支店事件、三菱銀行中井支店事件の行員ら、帝銀事件の生存者4名の証言。それから犯人が帝銀事件の翌日、安田銀行板橋支店で盗んだ小切手を換金しているんですが、その時も換金した人を目撃した人が多数います。で、こういった人たちの目撃証言。それから小切手を換金した際、手書きでサインをしたということで筆跡鑑定、こういったものが証拠に

なって有罪になりました。ただこの判決について言えば、犯行に使われた毒物が何かということも含めて、今の視点から見てかなり杜撰な判決だったのではないかと思います。例えば毒殺であれば、どうやってその毒物を入手したのか、その入手した根拠・裏付けが必ず必要なんです。そこが帝銀事件の判決ではきちっとしていなかった。それでよくあるのが、自宅を捜索したら薬物を保管した痕跡があったとか、また最近で言えば似たような薬物があればそれを詳細に分析して異物がどれぐらいの割合で混入しているかきちっと精査して、実際に使われたのと同じ毒物だったのかと、ここまでやらないとなかなか立件もされないのではないかと思います。しかし当時はそんなものではなくて、平沢さんの自宅から青酸カリが見つかったわけでもなく、自白だけなんです。というわけでかなり裏付けが乏しい。それから目撃証言については原先もおっしゃったとおり、非常に杜撰でした。みなさん聞いて驚いたかもしれませんが、検察官が平沢さんを調べている場に目撃者を何人も入れてその場面を見せて、平沢さんが犯人ですかと聞く。あるいは犯人が厚生技官の服装をしていたということで、平沢さんにそのような服装をさせて、目撃者に「この人が犯人ですか」と聞く。まあ、いわば犯人のコスプレをさせて目撃者にみせるという、捜査官も悪ノリが過ぎるだろうと思われるぐらいの、今では到底考えられないようなことをやってそれが証拠になってしまうということがあります。したがって当時の捜査自体が、認定自体が、今の視点からみるとかなり杜撰だったということが言えます。

2. 帝銀事件で使われた毒物について

(1) 青酸カリが毒物とした判決への疑問

そこで毒物にちょっと話を絞りますけれど、先ほども申し上げましたように使用された毒物についての判決認定は第一薬が青酸カリ、第二薬は水と平沢さんの自白通りですね。判決がどのように認定する根拠というのは、遺体から青酸化合物が検出されそれが死因だったと。それからある生存者は、第一薬は刺激性が強いものだったと証言し、第二薬は水のようにだったと証言しています。また他の生存者は犯人は第二薬は瓶から直接自分の湯飲み茶碗に注いで、それを自分も飲んだと証言しています。また平沢さん自身が青酸カリと水を飲ませたと供述しています。これらの証言、証拠に基づいて、判決は第一薬は青酸カリ、第二薬は水と認定しているわけです。青酸カリが毒物だと認定した判決に対しては、当初からいろんな人が当時から疑問を呈してきました。よくあるのが、平沢さんが入手した経緯がまずちゃんとした裏付けがないということ、青酸カリというと超即効性とまで言われていて、飲むとすぐに効果観面^{こうかてきめん}で、すぐに死ぬかは別として、かなり具合が悪い状況となる。ところが、この件では第一薬を飲んでも1分以上、少なくとも1分から2分の間は誰も死亡していない。そのあと、第二薬を飲んでか

らみんな倒れ出したと。こんなことがあるのかと。こら辺が一番騒がれた点で、著名な作家やジャーナリストなども冤罪の可能性を指摘した。青酸カリではないのではないかというのはこのあたりに根拠があります。ただ青酸カリというのは、調べますと人によって効果の出方が違う。私もあまり詳しくはないのですが、もう少し詳しく言うと、青酸カリを飲ますと胃の中で胃酸…塩酸ですね、と反応してシアン化水素というものができあがると。これが相当強烈な毒薬で、これで死に至ると。ということで胃の中の塩酸の状態、胃酸の状態で効果の出方が違うようになります。人によって死亡に至るかどうか、どれぐらいで効果が出るかどうかという違いはあるそうです。しかしそうは言っても猛毒であることには間違いがありませんので、1分間何も起こらないというのはまずおかしいのと、そもそも16名もいて全員がなんともなかったというのは、青酸カリが犯行に使われたのだとすればこれはちょっと有り得ないことなのではないかと思えます。また犯人はそういうことを見越してやったのではないかと思われまので、第一薬で16名もいながら誰一人倒れなかったということはかなり注視すべきことではないかと思えます。第一薬が青酸カリであるということに対する疑問というのは、こういうところにあります。

それからもう一点、特徴なのですが、特に我々第二十次再審弁護団は注目したところですが、前からいろいろな人に指摘されていますが、ご遺体の中の血液中の青酸の濃度が非常に高いということです。血中濃度については東大では鑑定がされておらず、慶應大学だけが鑑定しています。これを見ますと、通常の致死量をかなり上回った高度の血中濃度が出てくるということなので、これは非常に特徴的なところだと思います。第二十次まで再審請求がされているので、いろんなところに弁護団が注目していたわけですが、今回の第二十次の弁護団が注目したのはこの血中濃度が高いという点です。

(2) 帝銀事件での遺体の血中青酸濃度が高いことについて

疑問点は血中濃度が非常に高い、致死量の数十倍もあるということです。そこで疑問はそもそも青酸カリでこのように高い血中青酸濃度になるのかということ。で、青酸カリとは違う、別の青酸化合物ではないのかという疑問。もっと言えば、これは本当に考えの上だけのことで、何か工夫があるのではないかと。普通青酸カリを飲んで、全部分解されてシアン化水素になるというわけではなくて、ある程度残るものがあるんですが、それをもっと激しく、もっと強く分解するような別の薬物なり、工夫なり、そういったものがあるのではないかと、可能性としてそういうことが考えられる。これを何とか実証したいと。文献だけではなかなか調べられないので、ここはやはり実験するしかないとなりました。

そこで、再審弁護団は医学系の専門家である研究者A先生に相談し、A先生の助言も基にして、豚を使った実験をしましょうということになりました。豚8頭に青酸カリを投与する。そ

して、特に血中の青酸濃度を時系列で追って、時間ごとにどれぐらいになるのか、また胃の中の血中濃度がどうなるのか、そして心臓や大腿部など体内の各所の血液中の青酸濃度がどのように変化するのか、これを調べようということになりました。これはどういうことかという、青酸カリを豚に飲ませた場合に、本当に帝銀事件の死者と同じような血中濃度の推移になるのかどうか、そこを確認しようとしたわけです。それでも帝銀事件と同じような傾向が豚にあるとなれば、帝銀事件の毒物はやはり青酸カリであった可能性が高いということになります。反対に、帝銀事件の遺体と異なる傾向が見られた場合は、帝銀事件の毒物は青酸カリではなかったという可能性が出てくるということになります。

この豚の実験ですが、かなり苦労がありました。今動物実験は非常に厳しくなっており、A先生にも非常に骨折りしていただいて、研究機関の倫理委員会でもきちんと審査していただいて承諾を得たうえでやっています。ですのでかなり厳密な手続きをしたうえでこの実験をさせていただいています。今述べたような青酸カリを実際に使って帝銀事件と同じ傾向を示すかどうかなんですが、これは実験を始める前は当然分かりませんでしたので、結果次第では場合によっては弁護団の期待に反してやはり帝銀事件の毒物は青酸カリだったということが逆に分かるという可能性もあったということです。

(3) 鑑定事項

もちろんいろんな点を調べたのですが基本的な鑑定事項、これを調べて欲しいとしたことは、帝銀事件で犯人が使用した毒物は青酸カリウムや青酸ナトリウムと断定することができるか否か、これを鑑定してほしいということで、この点を鑑定しました。最初に結論だけ申しますと、鑑定結果は投与された毒物を青酸カリウムや青酸ナトリウムと断定することはできないという結果になりました。でこの表現が若干婉曲な感じがするのですが、この鑑定結果は青酸カリウムではなくてこの帝銀事件の毒物がなんだったかというのを言っているわけではありません。あくまでも、帝銀事件で投与された毒物を青酸カリや青酸ナトリウムと断定することはできないというのに留まっています。

ただ帝銀事件確定判決では青酸カリウムが本件の毒物だと断定していますから、この鑑定結果は正面からそれに反するもの、ということになります。したがって、弁護団の視点から見るとかなり大きい結果が出たのではないかと思います。今、結論だけ最初に申しましたが、じゃあこの鑑定はどういうふうに行ったのかももう少し詳しく、豚の実験の内容からご説明いたします。

(4) 豚の実験の概要

まず豚の実験の概要ですが、体重がだいたい35kgぐらいの豚を8頭。これはだいたい人間

の子どもに近いぐらいの体重ですね。この豚8頭について青酸カリウムをカテーテルを用いて経口投与、口から胃の中に入れると。それで胃の中に流し込んで、時系列、時間に沿って、まずは投与してから2分30秒、それから投与してから15分後、そして死亡時、それから死亡してから1日経った後、2日経った後、3日経った後、それぞれ体内の各所に心臓とか大腿部などから血液を採取する。そしてシアン化水素の濃度を測定するというものでした。あわせて胃の中の青酸の血中濃度も測定しています。こうして得られた豚の実験データと帝銀事件の被害者のデータを比較します。

詳しい数値は割愛しますが、データを比較すると概ね次のような違いが出てきます。前提として帝銀事件の被害者の場合どのような鑑定結果だったかとお話ししますと、帝銀事件では解剖したのは亡くなってからだいたい1日後です。また時系列で調べているわけでは当然ありませんので、実際のデータとしては死後1日のデータがあるということです。この時の胃の内容物の青酸の濃度と血液中の青酸の濃度の間には深い差はなかったということがデータとして残っています。要するに死後1日後の胃の内容物と血液中の青酸濃度はほぼ同じ、簡単に言うと1対1という比率だったということになります。そしてまた、先ほども述べましたように、遺体中の血中の青酸濃度というのは、人の青酸カリウム致死量の15～24倍というかなり高い値だったということもあります。問題は実際の帝銀事件の傾向と豚の傾向が同じ傾向を示すかどうかということですが、次に豚の実験の場合はどうだったかということをお話しします。

先ほども言いましたように、データをとったのは投与してから2分30秒後、15分後、死亡時、死後1日後、2日後、3日後と時間に沿ってデータを取りました。その結果分かったこととして、まず胃の中の青酸濃度は死亡後時間が経つにつれだんだん減少していくことが分かりました。逆に心臓などの血中の青酸濃度は死亡後時間が経つにつれだんだん増加していくことが分かりました。これどういうことかと言うと、胃から体内の各所に青酸が死後拡散していくということになります。死亡していますから、普通の生体であれば肝臓で解毒するとか、口から呼吸して出すとか、尿として出すとかということがありますが、もう死亡していますので、そういった機能が働いていません。したがって単純に、物理的にだんだんと濃いところから薄いところへ拡散していくとこうイメージしてください。でこのように胃から体中に青酸が死後拡散していくということからすると、この帝銀事件の被害者の場合死亡1日後の解剖時に血液中の青酸濃度が高かったというのも、結局死後拡散が生じた結果であるようにも見えます。これは一見帝銀事件被害者の血中青酸濃度が高かった理由を説明するようにも見えて、どちらかと言えば犯行毒物は青酸カリだったと示すものなのかなと最初私も思ったのですけれども、しかし問題はそこではなく、胃と血液の中の青酸濃度の比較の問題です。これから説明しますが、これが問題だったんです。先ほど述べましたように帝銀の被害者の場合は死後1日後に解剖した結果、胃の内容物と血液中の青酸の濃度がほぼ同じ。比率にすると1対1でした。それで、最

初は当然身体中に青酸はないわけですね。それが飲んだときに胃の中に大量の青酸があるわけですね。それがだんだんと体内に拡散されていくということで、要するに1日経った後、胃の中の青酸が身体中にまわったと、そう思ってください。でこれに対して、青酸カリを使った豚の実験ではそうはなっていませんでした。経口投与後、胃から体内の血液中に拡散はしているのですが、しかしそのスピードが非常に遅いということが分かりました。豚の実験で使った青酸カリでは、死後1日後の段階では胃の内容物の青酸濃度が血液中の青酸濃度よりはるかに高いというデータが出ています。これ大体比率にすると、胃の中の青酸濃度と血液中の青酸濃度は概ね41～71:1ということで、かなり大きいですね。帝銀事件の場合は1対1ということで、(これに比べて)青酸カリの場合は胃から身体中に回るスピードが極めて遅い。逆に言えば、帝銀事件の場合はかなり速いということが言えます。このお話がちょっと分かりにくかったかもしれませんが、イメージとしてこちら(p.187-6 枚目)をお見せします。これは鑑定書にこういった図があったということではなく、私がイメージとして作成したものです。この零みたいなのが胃の中です。そして四角いのが身体中の血液だとしますと、投与して少し後は胃の中だけが濃く、身体中は薄い。それが死亡時にはそれがだんだんと胃から外へ拡散していく。そして死後1日経つともう胃の中は薄くなって体の中に広がっていくというのがだいたいイメージです。これは(p.187-7 枚目)実際の帝銀事件の場合と豚の実験の場合です。モノクロで分かりにくいかもしれませんが、まず左側の帝銀の実際の被害者のものですが、胃の中の濃度と血中濃度は死後1日後ほぼ同じ濃さになっていると。それに対して、豚の実験の場合は死後1日後胃の中の濃度の方が非常に高いと。体内の血中濃度はまだ非常に薄い。こういったものとイメージしてください。

この図を文章化するとこういうものになりまして(p.187-8 枚目)、死後1日目、帝銀の場合は胃の中の濃度と血中濃度がほぼ等しく、豚の実験の場合は胃の中の濃度の方がはるかに高い。

(5) A鑑定書の内容

それでこのようなデータから…今日は詳しい数値は省略しますが、A先生の鑑定書は次のように結論付けています。まず「(帝銀事件の被害者の場合)血中青酸濃度は、青酸の死後拡散により死亡当時よりも高値となった可能性が考えられる」。これは一般的に拡散するということですね。その上で、「しかし血中濃度と胃内容中の濃度が平衡状態となるスピードが豚の実験よりもはるかに早く、(青酸カリウムの場合と)同様の傾向が見られたとは言い難い」。そして結論として「(帝銀事件)で投与された毒物を青酸カリウムや青酸ナトリウムと断定することはできない」。としたものです。このように犯行に使われた毒物を青酸カリと断定した判決に対して、これは正面から疑問を呈するということになります。

それでは鑑定書はじゃあ実際に使われた毒物はどのような毒物だったのか、青酸カリだと拡

散するスピードが遅いものに対して帝銀事件の場合は非常に速いスピード拡散していくと、それは何だったのかということ、これについてはそこまでは鑑定では言えないですが、補足的な見解としては次のように述べています。「例えば、これらの（青酸カリウムや青酸ナトリウムなどの）青酸化合物よりも青酸イオンを分離しやすい性質を持つ物質であった可能性も考慮する必要がある」と言っています。ということで、じゃあ帝銀事件で使われた具体的な毒物は何だったのかということについては今回の実験では特定できません。ただこのように違いがある。明らかに青酸カリとは違う傾向があるということが実験の結果明らかになったということです。

それで、弁護団はこのA先生の鑑定書を証拠として裁判所に提出しました。これに対して当然検察官は反論の意見書、そして当然根拠として別の研究室の研究者…ここでは仮にMさんとしませんが、Mさんの意見書を提出しました。

(6) M意見書

Mさんの意見書というのは概ね次のようなものです。もちろん細かくいろいろあるのですが、細かい点はちょっと省略して、核となる部分を今日は述べます。

まずMさんの意見書に拠りますと、A先生の鑑定書は胃から血液への拡散のスピードが違うので青酸カリとは断定できないとしているが、しかし帝銀事件被害者の場合と豚の実験の場合では胃の内容物の条件が異なっているということなんですね。帝銀事件被害者の場合は、お昼休みの後だったので胃の中にだいたい50mlから600mlの胃内容物があつた。お昼ご飯の残りだったのか分かりませんが、そういうものがあつた。胃内容物があつたので、それが溶けて希釈等により薄くなって、初期の胃内容物青酸濃度が低くなる。したがって、胃内容物の濃度と血液濃度の差は最初から小さかったんだとそういう可能性があると言っています。それに対して豚の実験の場合は、実験前日から絶食状態にあつた。そうすると胃内容物がないため、胃内容物による希釈がないため、胃内容物の濃度と血中の青酸濃度との差は最初から非常に大きかった。このように帝銀事件被害者の場合は、胃の内容物の青酸濃度が薄くなってしまっているために、身体中の血中青酸濃度と均衡になるまでにそれほど時間がかからなかったと。概ねこういう批判です。

これを聞くとなるほどなとなるのですが、しかしここにはちょっと誤解があるんですね。というのも、豚の実験の場合も胃の中に結構な量の胃内容物があつたんですね。これはA先生の鑑定書だけを見て判断したMさんには申し訳ないのですが、Mさんの意見書に豚は実験前日から絶食だったとしています。これは若干不正確で、実際には前日ではなく当日朝から絶食したということなんです。そのため実際には豚の胃の中には結構内容物が客観的に見てあつたんです。これはそこまで重視していなかったため、最初の鑑定書では出さなかったのですが、これは明らかに胃の内容物があつたということは事実で間違いないので、そこは鑑定補充書で、実

は胃の中に内容物があったんですよということを写真も添付して提出したということになります。したがって、胃の内容物について帝銀事件被害者の場合と豚の実験の場合、初期の段階で胃の内容物に違いがあったというわけではなくて、条件は全く同じだった。そのうえで胃内容中から身体中の血液へ拡散するスピードが違うというのは同じ条件でこういう結果が出たというのがここで明らかになったということです。

その他、データの解析方法についてもMさんの意見書では批判していますが、核心となった部分は今述べた部分となりますので、その他の部分は今日は割愛させていただきます。

それで現段階で再審請求手続きでは、こちらからはA先生の鑑定書、そして今申し上げた鑑定書の補充書。それで検察側からはMさんの意見書、こういったものが出ているという状態になっています。

(7) 帝銀事件の毒物は何か

そこで、いまのが裁判の状況ですが、それでは帝銀事件の毒物は何だったのか？ということがどうしても問題になるんですね。私たちは再審請求の弁護団ですから、あくまでもターゲットというのは確定判決の誤りを正すというところにあります。再審ですから（裁判開始の）要件は少し硬くなって、無罪が明らかである証拠がある、そういうことを出すということに始点があるんですが、したがって極論を言えば、真犯人を探し出す必要はない、また実際に使われた毒物の正体を明らかにする必要もない。ということで、帝銀事件で使われた毒物を特定することは弁護人の意見とは少しずれているということになります。ただ実際にどういう毒物が使われたのか明らかになれば、それは当然確定判決を覆す強い根拠になります。青酸カリではなかったということになれば、元々平沢さんの自白というのは自白ですらなかった、全然でたらめを言っていたということになり、有罪判決、死刑になった大きな根拠である平沢さんの自白というのは全然根拠がないということになるので、帝銀事件の毒物がいったいどういう毒物だったのかということは非常に重要だということになります。

では、いろいろな方のご意見を伺ったうえで、ではどういう条件を出せばいいのかということですが、この事件は犯人がわざわざ二回違う液体を飲ませている、ここにまず何といても特徴があります。そして第一薬を飲ませた際には誰も倒れなかった。しかし1～2分後に第二薬を飲ませると、次々と16名が倒れ死んだ。それで今回の豚の実験で分かったのですが、帝銀事件で使われた毒物というのは、単なる青酸カリよりも青酸濃度の分離が非常に速かった。そういう特徴があるということが言えます。したがってこれらすべての出来事を合理的に説明できる毒物でなければならぬということです。残念ながらこれについては推測するしかありません。これまで弁護団もいろいろな専門家の方に意見を聞いてきた経緯がありますので、いろいろな見解があるということをご紹介するというところに留めさせていただきます。もちろん

判決も含めてこれから紹介します。

① 第一薬：青酸カリなどの青酸化合物，第二薬：水

まずは判決の立場ですね。平沢さんの自白内容です。これは判決の考えで、先ほど述べた通りです。この見解の欠点は、第一薬を飲んでも16人全員が1分間はなんともなかった。青酸カリは猛毒であることは間違いないですので、1分間16人全員が誰も何も異変を生じなかったというのはほとんどあり得ないと思います。また、これは先ほど詳しく述べましたが、もう一つの判決に対する疑問点ですが、犯人は二つ目の液体である水を飲ませる必要がどこにあったのかということです。単純に全員に一斉に青酸カリを飲ませてみなが倒れたときに金を奪う、そういう計画だったと思います。というのであれば犯人にとって一番大事なのは誰一人漏らさず、16人全員一斉に第一薬である青酸カリを飲ませるということだけが重要です。一斉に飲ませることにさえ成功すれば作戦は成功です。そのあと、1分か2分か分かりませんが、その程度待てば全員ばたばたと倒れるわけですから、そのあと犯人はお金をとればいいだけのことです。なぜ水を飲ませる必要があるのか、全く分かりません。判決では、水を飲ませたのは時間を稼ぐためだというような言い方をしています。しかし時間稼ぎというのも意味がよく分からない。第一薬を飲ませた後第二薬を飲ませるまでの時間は1～2分程度です。時間稼ぎをしたいということならば、この1～2分間のことだと思うのですが、そんな必要はないですよ。1分ぐらいの時間稼ぎをしたいということならば、こんな大がかりなことをしなくとも、厚生技官であると言って、ちょっと荷物片づけますので少し待っていてくださいとかやっていたら簡単に1分や2分は過ぎてしまいますので、時間稼ぎは簡単にできるんですね。ですので第二薬で水を飲ませるというのは全く理解ができない。実際客観的に犯人は第二薬を飲ませています。これを何とか説明するためにつじつまを合わせようとして、判決は第一薬は青酸カリ、第二薬は時間稼ぎのために水を飲ませたとよく分からない理由を後付けで考えたと思えない。ですのでこの判決の認定というのは、ちょっと考えただけでも不自然だと言えます。

② 第一薬：青酸カリなどの青酸化合物，第二薬：水

それではどんな毒物だったのかといろいろと伺ってきた中で出てきたのは、第一薬がアセトンシアンヒドリンで第二薬が水ということです。アセトンシアンヒドリンとは青酸ニトリールとも言われるもので、旧陸軍で遅効性の毒物、即効性ではなく少し遅れて発生する毒物、効果が出るのが少し遅い毒物として開発、研究されてきたものだと言われています。これはWikipediaからとってきたものですが、化学式にするとこうなります(p.188-6枚目)。炭素、水素、窒素及び酸素だけからなるもので、ここにあるCNというのがシアン基であり、これが水素と

結合すると毒性を発生します。アセトンシアンヒドリンはC,H,N及びOだけからなりますので、これは元々体内にあるため、解剖してもなかなかこういうのが出てこない可能性があるという意味で発見されにくいということも言えるのかもしれませんが。特殊な毒物ですね。CN基が水素と結合してシアン化水素を遊離すると、それで強い毒性があるとされています。こういった特殊な毒物を平沢さんが入手することはほとんど無理ですので、毒薬の正体がこれだったら平沢さんが犯人である可能性は低いということになります。

③ 第一薬：青酸配糖体（アミグダリン）、第二薬：酵素（ β -グルコシダーゼ）

これも専門家に聞いている中で出てきて可能性があるんじゃないかと言われていたもので、第一薬が青酸配糖体、アミグダリンと言われるもので、第二薬が酵素、 β -グルコシダーゼといわれるもの。酵素の例としてこれが挙げられています。青酸配糖体はアンズ・桃・青梅などの種子に含まれるもので、糖とシアンが結合している。これに酵素を加えると、シアンが現れて、胃酸と反応するとシアン化水素が発生するという事です。この第二薬が酵素だったということです。この見解の最大の特徴としては第一薬と第二薬が合わさって初めて毒性を発生するという事で、これは本件の犯人があえて二種類の薬物を飲ませたということ、あるいは第一薬だけでは誰も倒れなくて、第二薬を飲んだ後にみんな一斉に倒れたという点をよく説明できるということになると思います。要するに体内で組み合わさって、化学反応として体内で青酸が発生したということですね。こういう組み合わせで、もしこれが帝銀事件の毒物だとすると、平沢さんがこういう知識を持っていると到底思えませんので、これも平沢さんが無罪ということ裏付けることになると思います。ただこの見解について専門家の方にも聞いたのですが、この方法だと青酸配糖体はかなり量の量が必要なのではないかと。もし第一薬が青酸配糖体であるならば、かなりの量が必要で、そうとうドロドロとした粘着性の液体になってしまうのではないかと。生存者が証言した第一薬の様子とは違うのではないかと。こういったご意見もありました。ただこういったことは、あれこれと推測するよりも実際に実験してみれば分かることなので、これは後で詳しく述べますが、豚の実験の後に弁護団はまた別の専門機関に依頼し、今度は試験管内だけの実験で、こういった組み合わせだとこういった青酸が発生するかどうかと依頼して、そういう実験も行っています。

④ その他

以上がいろんな専門家に聞いて出てきた毒薬の候補です。さらに言えば第一薬、第二薬といっても決めつけはよくないとは思っているのですが、それぞれ一種類だけの毒物だけとは限らないかもしれない。第一薬が複数の毒物、薬物から成っているかもしれない。第二薬も同様です。

また例えばその薬、あるいは複数の薬の組み合わせが青酸を発生するために効果的な特定の、

例えば薬物ではなくても PH、酸性とアルカリ性の度合いを調整するための何らかの液体だったという可能性もありますので、そのあたりを第一薬と第二薬で調整して青酸が分解しやすいようにする工夫がなされている可能性もあります。少なくともその視点は弁護団として持ち続けなくてはならないと思っています。

3. 最後に～今後の展開～

今後の展望ですが、以上のように A 先生の鑑定書および鑑定補充書は確定判決の（犯行に使われた毒物の）認定を正面から否定するものになっています。検察官の方でも先ほどいった M さんの意見書を出されましたが、これは私の印象としてはあまりそれほどインパクトの大きいものではないなという感じがしています。かつこれに加え、二つの薬がこれとこれの組み合わせであるということであれば、帝銀事件死亡者の血液内の青酸濃度のデータなどを合理的に説明するということができるという可能性もあります。したがってこういった毒物の可能性があると指摘できれば当然再審開始に近づくということになります。再審弁護団は鑑定書を書いていただいた A 先生の提案もあり、今度は動物実験ではなく研究施設に、今言った複数の薬物を組み合わせて試験管の中で実験して青酸がどれだけ効果的に発生するかということをやってもらったらどうかということで、in vitro、試験官の中でという言い方をするらしいですが、その実験を研究施設に依頼しました。それで、昨年この実験はすでに終了していてデータも出てきています。いま現在どういった状況かということ、今まで協力してくれた A 先生のところに依頼し、弁護団会議にも A 先生を交えて何回も開き、これはこういうことじゃないかと、データの解析を弁護団会議でやっているという段階です。また A 先生にもこのデータに基づいてまた意見書を書いていただくという状況になっています。その内容については、まだ途中の段階です。この場では詳しく申し上げることができませんが、私の印象としてはいろいろと分かってきたことがあるなというところではあります。

以上ご報告したように、再審請求はゆっくりではありますが確実に道が開けているのではないかと私は思っています。ただ弁護団としては早く再審の門を開きたく焦りもありますが、今後の予定としては in vitro の結果を場合によっては報告書などで出すのと、弁護団としては再審請求補充書をできるだけ早く提出したいと思っています。現状としては以上です。

質疑応答

〔問1〕 A鑑定書に対するM意見書についてですが、こういった冤罪と疑われるような人の命がかかる重大な裁判でありながら、誤解があるなんてあまりにもお粗末だと感じたのですが、裁判では一般的によくあることなのでしょうか。

〔渡邊〕 あまりそういうことはないと思います。まずMさんに対して少しお気の毒だったのですが、最初の鑑定書では胃の内容物についてそこまで重視したわけではないということがありまして、確か前日から絶食ということが書いてありまして、そこにMさんが飛びついてそういう話をしたのだと思います。ですのでちょっと誤解があったという所がありまして、なので意図的にやったとかあまりにお粗末だということではなく、若干Mさんにもお気の毒だったと感じています。あともう一つ言うと、Mさんの意見書というのは、その点が中心点ではありますがその他にもいろいろと論点がありましたので、必ずしもお粗末というものではなかったということです。

〔問2〕 今回の再審請求では毒物をポイントにされているとのことですが、（安田銀行板橋支店で換金された小切手の）筆跡と（平沢さんの）筆跡が同じと判決では出ていますが、当然証拠として残っていると思いますが、筆跡が同じだと一度そういう判決が出てしまうと覆すことはできないのでしょうか。平沢さんが犯人ではなければ明らかに筆跡が違ってくるわけですよね。

〔渡邊〕 現在の弁護団ではいわば班分けのようなことをして、私は毒物をやっていますので、私からは今回毒物を中心にお話をしましたが、もちろん今回の再審請求では毒物は中心論点の一つではありますが、それだけではないですね。原先生がおっしゃっていた目撃証言の信用性、そして平沢さんの自白の信用性。その一つとして筆跡もあります。筆跡についてはすみません、あまり今回の再審請求では中心にはおいてはなくて、裁判所に交渉した際に、我々からの観方として毒物のあたりをみているという印象がありましたので、毒物に焦点を絞ってということです。筆跡については、本件がどうかということとは分かりませんが、指紋は一生不変なんです。人によって絶対に違う。ところが筆跡は書いた時の状況や書いた時の年齢で変わってきて、可変性を有するということがあります。必ずしも決定的に重要な証拠にはなりえないと一般論にはなりますがそういうふうに思っています。

〔問3〕 なぜ再審請求が第二十次までとここまで時間がかかっているのか。このように引き延ばすということは、やはり判決を覆したくないという力が働いている気がします。じゃあそれを考えたときに、どこから強くかかってくるのか。関係者の名誉や当局の権威を

ひっくり返されたくないということであれば、当時の関係者はほとんど亡くなっていると思いますので、その可能性は薄いのではないかと思ったときに、未だにアメリカの影、アメリカに対して日本はモノを言えない状態だと思っていますので、やはりアメリカの影響なのかなと思いますが、先生はどうお感じになっていますか。

〔渡邊〕私が（再審請求）に加わったのは第十九次からです。加わった時にも、十九次もやっているのかとちょっとびっくりしたのですが。正直、自分の体験として第十九次以前がどうだったのか、そこまでは今一つよく分からない。一回聞いたのは、平沢さんご自身が請求をしたということもあり、簡単に却下されてしまいそれで数が増えてしまったというふうに見えています。アメリカの影ということですが、関係者の方も亡くなっていて、少なくとも今現在は全くそのようなことを感じることはありません。ただ先ほどもありました、元々旧陸軍関係者ではないかと疑われていて捜査機関もそこに焦点を絞っていた。それは『甲斐捜査手記』⁽³⁾でも出ていますし、そこは明らかです。ところが、冒頭で山田先生がおっしゃられたように、昭和23年というのが転換期で、戦犯たちが次々と免除されていくという時期と重なってこの事件が起きる。突然、どちらかというともイナードだった証拠の名刺から平沢さんにいった。それは確かに状況からして何かあったのかなという感じがしています。しかし、それは自分の経験として今あるわけではなくて、第二十次に関わるものとしてはそういったものは遠い物になっていますので、少なくとも今現在はアメリカからの圧力といったものは少なくとも私は感じていません。ただ過去にはそういうのがあったのだろうなどは思っています。

〔問4〕新しい技術が進歩していくなかで、裁判で解明のために新しい技術を取り込んでいく、例えば *in vitro* といった実験方法を裁判に取り込んでいくということについて先生はどうお考えでしょうか。

〔渡邊〕私はあまり詳しくないので、専門家、A先生などのご示唆を受けながら弁護団としてもやっていますので、申し訳ないのですが最新の技術を取り入れた方法に何があるのかというのはちょっと分からないんです。ただ *in vitro* の実験も危険な実験ではあります。シアン化水素が発生するような方法です。したがってちゃんとした施設を使用しなければならず、先ほど動物実験を行うのは大変だと言いましたが、これもそれなりに大変な実験です。もう少し補充しますと、アミグダリン、青酸配糖体を分析するためには専門家の意見を聞くとものすごく量が必要になるのではないかと、そういうことがありました。これは理屈からいうと分かるんです。アミグダリンは分子式がものすごく複雑で、分子量が多いということが分かりますので、毒物はその一部だけなので、それを取り出すということになると、その分、分子量が増えたり重量が増えたりがあるので、理屈では分かります。しかし、理屈だけだと分からない点もあるので、そこは論より証拠で実

験をしてみるとということがあればいろいろと分かるというところがあります。話は変わりますが、いろいろな専門家の方に話を聞いて、アメリカのアンソニー・トゥー先生⁽⁴⁾という方がいらっしゃるんですが、その先生が来日した際にお聞きしたことがあるんですね。その際に開口一番に言われたことは「それは実験すればいいじゃない」ということでした。実験は結構大変なので、そう簡単にはいかないんですよとも言ったのですが、やはりそこは理屈だけでは分からないと。そこは実験をしてみれば理屈では見逃した点も出てくるので、実験すれば分かるということで、そこはどうしてもやらざるを得ないかと思っています。もっと効果的な方法があればいいのですが、あまり知識がないもので、専門家の方にご意見を伺いながら進めていこうとそういう状況です。

〔原〕すみません、私も一言だけ。今回のような心理学の実験という鑑定を今までの（他の）事件でも出してきています。実はかなり厳しいです。それを素直に受け入れられるというのは少ないと言えます。「条件が違うじゃないか」と言われたら一発でアウトなんですね。それを分かってやっているのですが、でも実は心理学的な知見というのはずっと門前払いされてきたのですが、少しずつ裁判所も検察も警察も意識し始めています。少しずつ心理学的な知見を取り入れた判決も出てきていて、こないだも日野町事件に対して再審決定がされ⁽⁵⁾、今回は採用できませんでしたが、例えば心理学的な供述分析という方法も取り入れたりと少しずつ変化はしていますし、（取調中の）録音録画についても心理学的観点だけではないですが、2～30年前からずっと言い続けていることも実現していることもありますから、僅かではありますがちょっとずつ変化しているところがあるため、そこに期待をしています。

〔問5〕血中濃度が致死量の数十倍というのは致死濃度の数十倍ということか。それとも致死量を摂取した時に推定される濃度の数十倍という意味か。

〔渡邊〕すみません、私も正確かどうか分からないのですが、致死量というのは単純に血液1ml当たり何 μ gの青酸があるということで計算していますので、血中濃度は一般に致死量というのは生体実験ができるわけではないので致死量がそもそもどれぐらいなのかというのは正確には分からない。青酸中毒で亡くなられる方は比較的多いので、概ね…詳しい数値は今忘れてしまい不正確になってしまうため言えませんが、平均血液1mlあたり何 μ gというのが致死量ということで、それがご遺体の血液から採取した場合それを数十倍超えていたという趣旨です。これが質問の回答になっているかどうか分かりませんが、そういうものだと思います。

〔問6〕第二十次再審請求について裁判所の判断が出る目途はいつ頃か。

〔渡邊〕これはいまなんとも分かりません。結構時間が経っていますし、我々も補充書を出したりして、こちらとしてももう少しお時間をいただきたいと考えています。時期につ

いてはまだ分からないです。

〔問7〕実験動物として豚を選んだ理由は？

〔渡邊〕これはA先生のお話で、モルモットなどが一般的な実験動物として考えられますが、ちょっと身体が小さい。そのため数値などが人間とちょっと違ってきてしまうのではないかと。そうすると人間に近い動物として考えられたのが豚だったということです。先ほどお話しました通り、今回は35kg程度の豚を8頭実験に使わせていただきました。これが適切ではないかもしれませんが、子どもと同じぐらいの体重となります。よって哺乳類で人間に一番近い動物ではないかということで豚になったという次第です。

〔注〕

- (1) 本誌 pp.147-148。
- (2) 本誌収録原聰氏講演記録「帝銀事件目撃証言に関する心理学実験について 2. 帝銀事件における目撃証言の問題」参照。
- (3) 帝銀事件捜査主任だった甲斐文助が残した捜査会議記録。
- (4) 1930年生まれ。コロラド州立大学名誉教授。毒性学および生物化学兵器の専門家。
- (5) 1984年12月に滋賀県で発生した強盗殺人事件。2023年2月27日に大阪高等裁判所が再審を決定、3月6日に大阪高等検察庁が最高裁判所に特別抗告を申し立てた。

〔追記〕

本稿は、2023年3月4日（土）に対面・オンラインのハイブリッド方式で開催された帝銀事件発生75年講演会「帝銀事件第二十次再審請求の進捗状況について」の書き起こしに加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

<h2>帝銀事件の毒物について</h2> <p>再審事件弁護団 弁護人渡邊良平</p>	<h2>事件の概要</h2> <p>昭和23年1月26日午後3時過ぎ 帝国銀行椎名町支店 当時16名 厚生技官を名乗る犯人 「赤痢の予防薬を飲んでもらう」</p>
<h2>2つの薬</h2> <p>1つ目の薬 16人全員が一斉に飲む → 異常なし 1、2分時間を置く 2つ目の薬 → 次々倒れる 12名死亡</p>	<h2>帝銀事件に先行する類似事件</h2> <p>昭和22年10月 安田銀行荏原支店 2薬飲ませる 昭和23年1月19日 三菱銀行中井支店 気付かれる</p>
<h2>平澤さんの逮捕、自白</h2> <ul style="list-style-type: none">安田銀行荏原支店 犯人が渡した医学博士Mの名刺平澤さんはMから受け取った名刺をなくした金回りの良さ否認 → 自白 → 否認	<h2>自白の内容（判決も同じ）</h2> <p>第1薬 → 青酸カリ 第2薬 → 水</p>
<h2>判決 死刑</h2> <ul style="list-style-type: none">有罪認定の根拠（一部）自白遺体の鑑定 青酸中毒で死亡したとの鑑定安田銀行荏原支店事件・三菱銀行中井支店の行員らや帝銀事件の生存者らの目撃者が、犯人が平澤さんに似ていると証言小切手を換金した時の筆跡が平澤さんの筆跡と同じとされたこと	<h2>青酸カリが毒物とした判決への疑問</h2> <ul style="list-style-type: none">平澤さんが青酸カリを入手した事実の客観的裏付けがない即効性と言われる青酸カリを飲んだのに16人全員そろって1分以上異常なし血中の青酸濃度が致死量の数十倍
<h2>帝銀死体の血中青酸濃度が高いことについて</h2> <ul style="list-style-type: none">致死量の数十倍の血中青酸濃度Q ただの青酸カリで、このような高い血中青酸濃度になるか？Q 青酸カリとは違う別の青酸化合物ではないか？Q 青酸化合物が普通よりも強く分解されるような特別な仕組みがある毒物なのではないか	<h2>豚に青酸カリを投与して帝銀死体と比較する実験</h2> <ul style="list-style-type: none">帝銀死体と同様の傾向 → 帝銀毒物は青酸カリの可能性帝銀死体と異なる傾向 → 帝銀毒物は青酸カリではない可能性

鑑定事項

- 帝銀事件で犯人が使用した毒物は『青酸カリウム』や『青酸ナトリウム』と断定することができるか否か

11

鑑定結果

- 投与された毒物を青酸カリウムや青酸ナトリウムと断定することはできない

12

豚の実験の概要

体重35Kg程度の豚8頭

青酸カリウムを経口投与 → 胃の中に

時間経過ごとの大腿部、心臓等の血中青酸濃度測定

13

実験結果

帝銀事件死者（毒物X）の場合
(解剖時である死後1日目のデータのみある)

- 胃内容の青酸（HCN）濃度と、血液中の青酸（HCN）濃度の間に大差なし
- 帝銀死体の血中青酸濃度は、人の青酸カリウムの経口致死量の15~24倍と高い値

14

実験結果

豚の実験（青酸カリ）の場合（解剖時である死後1日目のデータ）

- 胃内の血中青酸濃度は死亡後時間がたつにつれて減少し、逆に心臓等の血中青酸濃度は死亡後時間がたつにつれて増加している（死後拡散している）
- 胃内容の青酸（HCN）濃度が、血液中の青酸（HCN）濃度に比べてはるかに大きい
- 豚の実験で使われた青酸カリ（KCN）の場合、死後1日目の胃内容の青酸（HCN）濃度と血液中の青酸（HCN）濃度の比率は、概ね41~77:1

15

青酸の胃から心臓、大腿等への死後拡散

投与

- 15分後
- 死亡時
- 1日後

16

実験結果

<ul style="list-style-type: none"> 死後1日目の帝銀被害者 胃内濃度 血中濃度 	<ul style="list-style-type: none"> 死後1日目の豚の実験 胃内濃度 血中濃度
---	--

17

実験結果 毒物Xの拡散速度は青酸カリより速い

<ul style="list-style-type: none"> 死後1日目の帝銀被害者（毒物X） 胃内濃度と血中濃度が等しい 	<ul style="list-style-type: none"> 死後1日目の豚の実験（青酸カリ） 胃内容濃度と血中濃度では、胃内容濃度の方がはるかに高い
--	--

18

A 鑑定書の内容

- 「（帝銀事件の被害者の場合）血中青酸濃度は、青酸の死後拡散により死亡当時よりも高値となった可能性が考えられる」
- 「しかし血中濃度と胃内容中の濃度が平衡状態となるスピードが豚の実験よりもはるかに早く、（青酸カリウムの場合と）同様の傾向が見られたとは言えない」
- そして結論として「（帝銀事件で）投与された毒物を青酸カリウムや青酸ナトリウムと断定することはできない」

19

鑑定書が述べる帝銀事件の毒物

- 鑑定書は帝銀の毒物Xが何かは明確には述べていない
- 補足的に「例えば、これらの（青酸カリウムや青酸ナトリウムなどの）青酸化合物よりも青酸イオンを分離しやすい性質を持つ物質であった可能性も考慮する必要がある」としている

20

検察官の反論 M意見書

- 帝銀の場合と豚の実験とは、胃の内容物の条件が異なっている。
- 帝銀死亡者は胃の中に50mlから600mlの胃内容物があつた。胃内容物による希釈等により初期の胃内容物青酸濃度が低くなるため、胃内容中の濃度と血液濃度との差は最初から小さかつた。
- 豚の実験では実験前日から絶食状態なので胃内容物はないので胃内容物の希釈がなく、胃内容中の濃度と血液濃度との差は最初から大きい。
- このように帝銀死亡者の場合は、元々の胃内容物の青酸濃度が希釈されて低いため均衡に達するのが速かつただけである。

検察側M意見に対する A鑑定補充書

- 豚の実験で胃に内容物がない、というのは誤解
- 豚は実際には実験当日朝まで餌を食べていた
- そのため、実際には豚の胃の中には内容物があつた
- したがって、胃の内容物があつたという点では、帝銀死亡者の場合も豚の実験の場合も条件は同じ
- 帝銀死亡者の場合だけ最初から胃の中で希釈されていたということはない。
- M意見書の批判は誤解に基づく不正確なものとなっている。

では、帝銀事件の毒物は何か？

- ここまででは、分からない
- 再審弁護のターゲットは「青酸カリが毒物だ」という判決を覆すこと
- 実際の毒物を探し出すことではない
- とはいえ、実際の毒物が判れば裁判にも影響及ぼす
- これまで専門家様の様々な意見が出た 参考までに紹介するにとどめる

(1) 第1薬：青酸カリ等の青酸化合物、第2薬：水

- これは判決の認定
- 1 欠点その1
- 第1薬を飲んで16人全員が、1分間は何ともなかつた
- 猛毒である青酸カリを飲みながら、少なくとも1分間、16人全員に何の異変も生じなかつたというのは、常識的にあり得ない

(1) 第1薬：青酸カリ等の青酸化合物、第2薬：水

- 欠点その2
- 犯人は2つ目の液体である水を飲ませる必要があつたのか
- 一斉に飲ませることさえ成功すれば、それで作戦は成功。その後は金をとるだけ。その後水を飲ませる必要などない。
 - 判決「時間稼ぎ」？意味が不明
 - 1分程度の時間を稼ぐために2つ目の薬を用意する必要はない 判決は不合理

(2) 第1薬：アセトンシアンヒドリン、第2薬：水？

- アセトンシアンヒドリンは、旧陸軍でも運動性の毒薬として研究されていたと言われている
- CN基があり、これが水素と結合してシアン化水素を遊離するので、強い毒性があるとされている。
- このような特殊な薬物を平沢さんが入手することは無理



(3) 第1薬：青酸配糖体 (アミグダリン)
第2薬：酵素 (β-グルコシダーゼ)

- 青酸配糖体とは、アンズ、桃、青梅等の種子に含まれるもので、糖とシアンが結合している
- これに酵素を加えると、シアンが現れ、胃酸と反応するとシアン化水素が発生する
- 2薬合わさって毒性を生じる点が本件に合致
- 専門家 大量の青酸配糖体が必要になる。
- かなりドロドロした状態になるはず
- 専門機関でin vitro (試験管内) 実験

(4) その他

- 以上はこれまで専門家の意見として出たもの
- 第1薬、第2薬は、それぞれ1つの薬物毒物だけとは限らず、第1薬、あるいは第2薬がそれぞれ複数の薬物の組み合わせ、という可能性も考えるべき
- 第1薬と第2薬のどちらかはPHなどの環境を整えるための液体で、もう一つが1つまたは複数の毒物の本体、という可能性も考えるべき

最後に 今後の展開

- 研究施設に、in vitro (試験管内) 実験を依頼。実験終了
- 現在、このデータについてA先生及び再審弁護団で検討中
- 弁護団は、再審請求書補充書提出予定